

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	04-02-01		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	戸籍事務		部課名	区民生活部戸籍住民課		課長名	小堀	
			担当者名	荒井、坂入		内線	2356・2353	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	戸籍事務費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 22	（ 1947 ）	年度	根拠	国籍法、民法、戸籍法、地方自治法、墓地埋葬			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等	等に関する法律、住民基本台帳法 ほか			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02	窓口サービス等の充実					
目的	日本国民について、その親族的な身分関係を登録し公証する。また、日本国内に所在する外国人においても、その身分関係に関する事実について戸籍法を適用し公証する。なお、戸籍と住民票の住所の記載を一致させる目的のため、住民基本台帳法に基づいて戸籍の附票についても併せて整備する。							
対象者等	(1) 根拠法令に基づく戸籍の届出事件本人 (2) 戸籍の謄抄本等の請求者							
内容	〈国の法定受託事務〉 (1) 届出受理・受附帳及び戸籍記載関係事務 (2) 人口動態調査事務 (3) 諸証明交付事務 (4) 附票処理事務 (5) 民刑・身上照会事務 (6) その他の許可事務（火葬・死胎火葬・改葬）							
経過	昭和51年12月1日 閲覧制度廃止 平成12年3月22日 地方分権により「機関委任事務」から「法定受託事務」に変更、成年後見制度新設 平成16年7月1日 ドメスティック・バイオレンス等取扱要綱及び要領を制定（附票の写しに関する支援） 平成20年5月1日 戸籍法の一部改正（戸籍謄本等請求の範囲及び交付時の本人確認の明確化） 平成22年4月28日 荒川区戸籍法等に係る証明書等を第三者に不正取得された場合の被害者への事実告知等に関する事務取扱要領制定 平成28年6月7日 民法の一部改正（女性の待婚期間が6箇月から百日に変更。令和6年4月1日に廃止） 令和4年9月1日 スマート申請（スマートフォンとマイナンバーカードを用いた戸籍証明書（一部限定）申請手続）開始 令和6年3月1日 戸籍証明書の広域交付等の開始 令和7年5月26日 氏名の振り仮名制度開始 令和7年6月1日 郵送請求におけるキャッシュレス決済の導入							
必要性	法定受託事務のため区が行う必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 戸籍システム運用支援委託（富士フィルムシステムサービス㈱ 118,602,000円）…戸籍システム入力業務、郵送業務、証明書作成業務 ※「戸籍システム」の再掲							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①	戸籍届出事件数（件）	11,076	11,044	11,084	11,100	11,100	
	②	戸籍謄本等交付件数（件）	98,579	104,327	97,653	100,000	100,000	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		法定受託事務のため区が行う必要があることから継続して実施する。				

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	戸籍届用紙、戸籍関連書籍等	760	需用費	戸籍届用紙、戸籍関連書籍等	1,052	需用費	戸籍届用紙、戸籍関連書籍等	1,695
役務費	本人確認通知郵送料・他	274	役務費	本人確認通知郵送料・他	195	役務費	本人確認通知郵送料・他	503
委託料	戸籍簿電動回転庫保守・複合機保守	257	委託料	戸籍簿電動回転庫保守・複合機保守	241	委託料	戸籍簿電動回転庫保守・複合機保守	185,694
使用料	戸籍簿電動回転庫・複合機	803	使用料	戸籍簿電動回転庫・複合機	223	使用料	戸籍簿電動回転庫・複合機	455
負担金補助等	事務協議会分担金	65	負担金補助等	事務協議会分担金	65	負担金補助等	事務協議会分担金	65

備考	行政費用としては、給与関係費が多くを占めている。行政収入は証明書の発行手数料が多くを占めている。都支出金は、人口動態調査委託金である。
問題点・課題	令和元年5月の戸籍法一部改正により、①各種社会保障手続でマイナンバー制度を利用して戸籍謄抄本の提出の省略が可能②戸籍届出における戸籍謄抄本の提出が不要③本籍地以外の市区町村での戸籍謄本の広域交付が可能とされ、令和6年3月1日に施行された。また、令和7年5月26日に、氏名の振り仮名法制化も実施された。制度の周知に取り組むとともに、迅速かつ正確に業務が遂行できるように、戸籍事務に携わる職員の育成について引き続き取り組んでいく。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	令和6年3月1日からの戸籍法一部改正の本格運用により変更した業務フローにつき、着実な実施を行っていく。			国からの度重なる通達等に基づき、業務フローを見直しながらも、広域交付等を混乱なく開始することができた。			国の通達や他区等の動向を注視しながら、法改正に係る業務について、着実に実施を行っていく。		
②	引き続き本人確認及び関係法令順守の徹底を図り、虚偽の届出や不正な証明書請求の防止に努めていく。			日常的な情報共有や係内の勉強会等を通じて本人確認及び関係法令順守の徹底を図り、虚偽の届出や不正な証明書請求の防止に努めた。			引き続き本人確認及び関係法令順守の徹底を図り、虚偽の届出や不正な証明書請求の防止に努めていく。		
③	氏名の振り仮名法制化について、他区等の動向を注視しながら、適切に作業が開始できるよう、本格的な検討を開始する。			他区等の動向を注視しながら、適切に作業が開始できるよう、事務処理の運用方法の検討や委託の検討を開始した。			制度の周知に取り組むとともに、適切な作業体制の構築を行い、迅速かつ正確に事務処理を行っていく。		
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議(要旨)	平成30年2月予特「区のイメージアップのため、メモリアルフォトスポット(婚姻届)の検討」 令和元年6月会議、令和2年9月会議、令和2年11月会議「おくやみコーナーの設置について」 令和3年6月会議「死亡届受理時等の相続登記等の周知」 令和3年9月決特「死亡届受理時のグリーフケア団体周知」 令和4年2月予特「相談支援窓口とSDGsサイン表示」								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	04-02-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	戸籍システム		部課名	区民生活部戸籍住民課		課長名	小堀	
			担当者名	荒井、坂入		内線	2356・2353	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-02	戸籍システム管理費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	国籍法、民法、戸籍法、地方自治法、墓地埋葬			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	等に関する法律、住民基本台帳法 ほか			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	戸籍システムの導入によって、戸籍事務の迅速かつ正確な処理による住民サービスの向上及び事務の効率化を図る。							
対象者等	(1) 根拠法令に基づく戸籍の届出事件本人 (2) 戸籍の謄抄本等の請求者							
内容	(1) 行政サービスの向上 ・ 戸籍作成時間の短縮 ・ 証明書交付時間の短縮 ・ 区民事務所取扱証明書類の作成 ・ 戸籍記載形式の変更による平易化 (2) 戸籍事務の効率化による職員適正配置・相談機能の充実 (3) 戸籍関係書類の保管場所の縮小による快適な待合スペースの確保 (4) 電子政府・電子自治体への対応							
経過	平成17年9月20日 戸籍情報システムの導入計画作成 平成18年6月20日 個人情報保護審議会（戸籍システムの新規開発等について諮問） 平成20年2月16日 戸籍改製（18日 現在戸籍システム稼働 22日 東京法務局に改製報告） 平成20年4月1日 届書入力委託開始 平成20年10月31日 除・改製原戸籍システム稼働 平成21年4月1日 証明書作成委託開始 平成25年2月1日 戸籍システムリプレイス（機器更改） 平成25年10月1日 戸籍副本データシステム稼働開始 平成31年2月1日 戸籍システムリプレイス（機器更改） 平成31年5月 戸籍副本データシステム機器更改 令和2年9月28日 東京都御蔵島が戸籍の電算化を行い、全国1896市区町村の戸籍の電算化が完了 令和7年2月17日 戸籍システムリプレイス（機器更改）及びクラウド環境へ移行							
必要性	戸籍事務のサービス向上のために必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 戸籍システム運用支援委託（富士フィルムシステムサービス㈱ 118,602,000円）…戸籍システム入力業務、郵送業務、証明書作成業務							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	戸籍謄本等交付件数（件）	98,579	104,327	97,653	100,000	100,000	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		戸籍事務のサービス向上及び効率化のため必要な事業であることから、継続して実施する。				

(単位：千円)

勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	10,572	13,623	3,051	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	121,980	157,355	35,375		国庫支出金	0	8,448	8,448
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	14,608	14,608
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	23,056	23,056
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,335	1,505	170	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 133,887	▲ 149,427	▲ 15,540	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	133,887	172,483	38,596	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 133,887	▲ 149,427	▲ 15,540	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 133,887	▲ 149,427	▲ 15,540			

備考	・行政費用の物件費における令和５年度と令和６年度の差額は戸籍システムクラウド化に係る役務費及び委託費によるものであり、行政収入のその他はJ-LISデジタル基盤改革支援補助金である。 ・令和６年度の国庫支出金は、社会保障・税番号システム整備費補助金である。
問題点・課題	令和元年５月３１日戸籍法の一部が改正され、令和６年３月１日の施行に向けて、令和２年度及び令和４年度に大規模なシステム改修を実施した。令和７年５月に施行された「戸籍の振り仮名法制化」にあっても令和６年度にシステム改修を行った。さらに、「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」において、戸籍・戸籍附票・人口動態・埋火葬も標準化の対象業務に位置づけられているため、６年度中に戸籍システムのクラウド化に係るシステム更改を行った。その上で、７年度中に標準化対応を実施する。これらを滞りなく推進するための人員体制の強化と人材の育成が必要である。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	令和7年5月施行予定の振り仮名関連法の施行に向け、システム改修や補助金申請を行う。			システムの改修を行うとともに、当該費用に関する補助金の申請を行った。			令和7年度中にもシステム改修が予定されており、国からの情報を収集しながら、適切に対応していく。		
②	令和7年2月にシステム更改を行う予定であり、円滑に行えるよう、関連する課や事業者と調整や検討を行っていく。			令和7年2月のクラウド化に係るシステム更改を滞りなく実施できた。			令和7年度中の標準化へのシフトに向け、円滑に行えるよう、関連する課や事業者と調整や検討を行っていく。		
③									
他区の実況 （要質問状）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		04-02-03		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		住民基本台帳事務		部課名		区民生活部戸籍住民課		
				課長名		小堀		
				担当者名		坂入、望月		
				内線		2362・2353		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-01-01		住民基本台帳事務費（一般分）				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 22（ 1947 ）年度		根拠		住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		の認証業務に関する法律 ほか		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために				
		政策		14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
		施策		02 窓口サービス等の充実				
目的		住民の居住関係を公証し、選挙人名簿の登録その他の行政事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図る。これにより、住民に関する記録を正確かつ統一的行い、住民の利便を増進するとともに、行政事務の合理化に資する。						
対象者等		区民等						
内容		(1) 転入、転出、転居、世帯変更の届出の受理 (2) 上記(1)の異動届出に伴う本籍地・前住所地への通知 (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書等の交付 (4) 公的個人認証サービスの申請・届出の受付、電子証明書の発行 (5) 外国人の住民登録、特別永住許可申請等の受付及び交付						
経過		昭和42年11月10日 住民基本台帳法施行 平成16年7月1日 ドメスティック・バイオレンス等取扱要綱及び要領を制定。支援措置を開始 平成23年4月1日 住民票の写し・印鑑証明書のコンビニ交付サービス開始 平成24年7月9日 改正住基法の施行により、外国人住民の住民票開始 令和元年6月20日 改正住基法の施行により、住民票の除票等の保存期間延長(5年→150年) 令和元年11月5日 改正住基法施行令の施行により、住民票等への旧氏の併記が可能に 令和4年1月11日 デジタル手続法の施行により、戸籍の附票の記載事項を追加(生年月日、性別) 令和4年7月1日 スマート申請(スマホとマイナンバーカードを用いた住民票の写し申請手続)開始 令和5年2月6日 マイナポータルを使用したオンラインによる転出届・転入転居事前通知開始 令和7年5月26日 氏名の振り仮名制度開始(旧氏含む) 令和7年6月1日 郵送請求におけるキャッシュレス決済の導入						
必要性		法律で定められている事務で、区民にとって必要不可欠なものである。						
実施方法		(☒ 一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 住民記録システム運用支援委託(富士ファイルシステムサービス㈱43,203,600円)…住民記録システム入力業務、郵送業務						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	人口の増加数(人)	1,872	2,580	2,637	-	-	年度末人口-前年度末人口
	②	総人口数(人)	215,361	217,233	219,813	222,450	-	各年4月1日現在
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		法律で定められている事務で、区民にとって必要不可欠な事業であるため継続して実施する。				

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬・旅費	会計年度任用職員（日額）報酬・通勤費	2,439	報酬・旅費	会計年度任用職員（日額）報酬・通勤費	2,832	報酬・旅費	会計年度任用職員（日額）報酬・通勤費	3,109
職員手当等	マイナンバー対応等会計年度任用職員（日額）期末手当	242	職員手当等	マイナンバー対応等会計年度任用職員（日額）期末手当	737	職員手当等	マイナンバー対応等会計年度任用職員（日額）期末手当	858
需用費	改ざん防止用紙・住民異動届出書	2,222	需用費	改ざん防止用紙・住民異動届出書	2,612	需用費・備品	改ざん防止用紙・住民異動届出書・プリンター	3,212
役務費	住基事務用郵送料等	936	役務費	住基事務用郵送料等	902	役務費	住基事務用郵送料、コンビニ交付手数料	11,109
委託料	住記システム運用支援委託等	43,209	委託料	住記システム運用支援委託等	43,211	委託料	住記システム運用支援委託、振り仮名委託等	94,945
委託料	申請書作成システム運用支援	1,848	委託料	申請書作成システム運用支援	2,508	委託料	申請書作成システム運用支援	1,848
使用料等	デジタル複合機賃借料	128	使用料等	デジタル複合機賃借料	13	使用料等	デジタル複合機賃借料	283

勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	87,869	92,024	4,155	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	48,343	49,246	903		国庫支出金	5,290	6,051	761
		維持補修費	0	0	0		都支出金	430	427	▲ 3
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	25,628	26,127	499
		減価償却費	0	0	0		その他	69	66	▲ 3
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	31,417	32,671	1,254	
		賞与・退職給与引当金繰入額	10,787	9,802	▲ 985	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 115,582	▲ 118,401	▲ 2,819	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	146,999	151,072	4,073	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 115,582	▲ 118,401	▲ 2,819	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 115,582	▲ 118,401	▲ 2,819			

備考	行政費用の主なものは、給与関係費と住記システム運用支援等にかかる委託料としての物件費である。行政収入は、証明書等の発行手数料が多くを占めている。なお、国庫支出金は中長期在留者住居地届出等事務費、都支出金は住民基本台帳等人口調査交付金である。
問題点・課題	・入管法の改正により、マイナンバーカードと在留カードの一体化に係る事務を実施することとなったため、令和8年6月頃と想定される施行までに必要な準備を行う必要がある。 ・転出入に関連する手続きにおいて、繁忙期には区民を長時間お待たせすることもあること、また、複数の部署で同じ内容を何度も書くことから、窓口の混雑緩和及び手続きの簡素化を図る必要がある。 ・マイナンバー法等の改正により、住民票等の氏名に振り仮名が追加されたため、振り仮名の記載業務を円滑に実施する必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	-			-			マイナンバーカードと在留カード の一体化に係る業務に必要な準備 を行っていく。		
②	申請書一括作成システム等も活用し ながら、区民の負担軽減や待ち時間 の削減に努めていく。			申請書一括作成システム等も活用し ながら、区民の窓口での申請書記載 の負担軽減や待ち時間の削減に努め た。			区民の窓口での申請書記載の負担 軽減のため、申請書作成支援シス テムを導入する。		
③	住民票等の氏名の振り仮名追加に係 る必要な準備を行っていく。			住民票等の氏名の振り仮名追加に係 る必要な準備に努めた。			住民票等の氏名の振り仮名追加に 係る業務に適切に対応していく。		
他区の実 況（要質問状）	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
	平成27年3月予特 「繁忙期の待ち時間について」 令和2年9月決特 「書かない窓口」 令和5年9月決特 「待ち時間について」								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	04-02-04		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	印鑑登録事務		部課名	区民生活部戸籍住民課		課長名	小堀	
			担当者名	坂入、望月		内線	2362・2353	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	印鑑登録事務費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 22	（ 1947 ）	年度	根拠	荒川区印鑑条例・同施行規則			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	権利義務関係の証書に印鑑を押印するわが国の慣習を踏まえ、区民からの申請に基づき印鑑を登録し、登録した印鑑の印影であることを公証することを目的とする。これにより、不動産の売買、登記、自動車の売買・登録、公正証書の作成等重要な権利義務の発生、変更を伴う行為において、当該印鑑を押印してある文書の真正性を担保し、取引の安全に資する。							
対象者等	住民基本台帳に記載されている区民（15歳未満の者、成年被後見人を除く。ただし、法定代理人の同行の上、自ら区長に申請した成年被後見人は登録可能）							
内容	(1) 印鑑登録申請の受付 (2) 印鑑登録原票の作成 (3) 印鑑登録申請者宛て照会書の送付、保証人による印鑑登録時のお知らせの送付 (4) 印鑑登録証の交付 (5) 印鑑登録証明書の交付							
経過	平成8年11月5日 印鑑登録証明書自動交付システム稼働 ※日本人のみ 平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービスの開始 平成16年7月1日 荒川区印鑑条例の改正により印鑑登録申請時の本人確認を厳格化 平成23年4月1日 住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス開始 平成28年1月 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による証明書自動交付サービス開始 令和元年11月5日 荒川区印鑑条例の一部改正により性別記載削除及び旧氏記載追加 令和2年10月19日 荒川区印鑑条例の一部改正により、要件を満たす場合成年被後見人の登録可 令和3年12月28日 自動交付機での証明書交付サービス終了 令和5年3月15日 荒川区印鑑条例一部改正スマートフォン用電子証明書を使用したコンビニ交付サービスに係る規定の整備 令和5年12月20日 スマートフォン用電子証明書による証明書のコンビニ交付サービス開始							
必要性	契約の公正を担保する等、広く利用されている制度であり必要性は高い。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	印鑑登録者数	117,284	117,296	117,723	117,500	117,500	
	②	印鑑証明交付枚数	50,541	51,183	51,228	52,000	52,000	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	契約の公正を担保する等、広く利用されている制度であり必要性は高い事業であるため継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は給与関係費が多くを占めている。行政収入は印鑑登録証と証明書の発行手数料である。

印鑑登録証が重要な契約等に利用されるものであることから、印鑑登録申請時の厳格な本人確認や照会書等の送付により、虚偽の届出を防止するとともに、登録印及び印鑑登録証の適切な取扱いについて周知していく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	虚偽の届出防止に努め、正確かつ迅速な事務処理を進めることにより、安定した区民サービスを提供していく。	顔写真入りの本人確認書類を持参していない場合、本人の住民登録地に照会文書の送付を行う等、虚偽の届出防止に努めた。	引き続き、虚偽の届出防止に努め、正確かつ迅速な事務処理を進めることにより、安定した区民サービスを提供に努める。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

地区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	04-02-06		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	住民基本台帳ネットワークシステム		部課名	区民生活部戸籍住民課		課長名	小堀	
			担当者名	米田		内線	2350	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01		住民基本台帳ネットワークシステム					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	住民基本台帳法, 荒川区住民基本台帳ネットワークシステムの適正管理等に関する条例他			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内		○ 都基準内	○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02	窓口サービス等の充実					
目的	住民基本台帳を全国でネットワーク化することにより、自治体の区域を越えて住民基本台帳に関する事務を処理するほか、法律等で定められた行政機関等に対して本人確認情報（基本四情報）を提供する。これにより、「住民サービスの向上」、「行政事務の効率化」を図ることを目的とする。							
対象者等	区民等							
内容	(1) 住民票コードの付番 (2) 都知事への本人確認情報の通知 (3) 法令等で定める行政機関等への本人確認情報の提供 (4) 転入通知情報・戸籍附票情報の送受信 (5) 住民票の写しの広域交付 (6) 転出手続の特例処理 (7) 住民基本台帳カードの交付・多目的利用（平成27年12月で新規登録終了し、平成28年1月からは個人番号カードがその役割を引き継いでいる）							
経過	平成11年8月18日 改正住民基本台帳法公布 平成15年8月25日 住民基本台帳ネットワークシステム本稼動（住民票の写しの広域交付・住民基本台帳カードの交付・転入通知情報の送受信 等） 平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービスの開始 平成21年7月15日 住基法の一部改正公布（転出の際の住基カード返納義務の廃止） 平成23年1月4日 住基事務処理要領の一部改正により、カード交付申請等における本人確認を厳格化 平成23年4月1日 住民票の写し・印鑑証明書のコンビニ交付サービス開始 平成25年7月9日 外国人住民の住民基本台帳ネットワーク登録開始 平成27年12月28日 住民基本台帳カードの新規交付・多目的利用新規登録終了 令和5年3月15日 住基ネット条例一部改正（個人情報保護法改正に伴い法との関係を整理）							
必要性	住民基本台帳法に定められた制度で、マイナンバー制度を含め電子政府・電子自治体を支える必要不可欠な制度である。							
実施方法	(2-一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 住基ネット運用支援・保守業務委託（富士通Japan(株) 19,453,500円・1,621,664円）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	特例転出の件数	4,902	5,995	6,971	7,000	7,000	住民基本台帳カード及びマイナンバーカードを利用した特例転出
	②	特例転入の件数	5,024	7,012	8,371	8,000	8,000	住民基本台帳カード及びマイナンバーカードを利用した特例転入
③	本人確認情報提供件数	85,466	204,519	-	-	-	※東京都及び都内区市町村への提供件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		住民基本台帳法に定められた制度で、個人番号制度を含め、電子政府・電子自治体を支える必要不可欠な事業であるため継続して実施する。				

(単位：千円)

問題点・課題

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	セキュリティ監査の内容を踏まえ、 住基ネットワークシステムの適正利 用に努める。	月次でログ件数と検索記録件数の突 合を行うなど、住基ネットワークシ ステムの適正利用に務めた。	セキュリティ監査の内容を踏まえ て引き続き住基ネットワークシ ステムの適正利用に努める。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施)	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成28年度予特 「住基カードの成り済ましの有無について」								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	04-02-07		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	マイナンバー運営		部課名	区民生活部戸籍住民課		課長名	小堀	
			担当者名	山内、坂入		内線	3746・2353	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	マイナンバー運営						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	行政手続における特定の個人を識別するための			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	番号の利用等に関する法律 他			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02	窓口サービス等の充実					
目的	国民一人ひとりに「個人番号」を付番し、社会保障、税、災害対策等の異なる機関や分野に存在する個人情報と照合する機能を持つシステムを運用して、同一人の情報を迅速に紐付ける仕組みを社会基盤（インフラ）として構築することにより公平・公正で、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われ、行政に過誤や無駄のない、国民にとって利便性の高い社会の実現を目指すことを目的とする。							
対象者等	全区民							
内容	(1) 個人番号の指定・通知 (2) 個人番号カード（以下「マイナンバーカード」と言う。）の申請支援・交付・多目的利用 (3) 転入・転居処理時の記載内容変更等の各種手続き (4) 電子証明書の発行・更新等の各種手続き							
経過	平成27年10月【国】個人番号の付番及び通知カード送付、マイナンバーカード申請受付の開始 平成28年1月【国】個人番号利用及びマイナンバーカード発行の開始 令和2年7月【国】マイナポイント事業開始 令和3年1月【区】国による未取得者への申請書送付にあたり、申請相談窓口を新設 令和4年1月【国・区】マイナポイント事業第2弾開始、マイナポイント等申請支援相談窓口開設 10月【区】ふれあい館4館で出張申請窓口開設 令和5年4-5月【区】サンパール荒川で郵送交付受付及びマイナポイント申込支援を実施 5月【国】電子証明書のスマートフォン搭載開始 10月【区】マイナンバーカード申請支援窓口開設（マイナポイント等申請支援相談窓口終了） 令和6年5月【国】国外転出者向けマイナンバーカード制度が開始 12月【国】特急発行申請が開始							
必要性	法定受託事務のため区が実施する必要がある。							
実施方法	（ 2-一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） マイナンバーカード関連業務委託（アルティウスリンク(株)168,388,225円）等							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	マイナンバーカード交付数（枚）	31,751	37,315	20,481	28,000	20,000	
	②	マイナンバーカード累計交付数（枚）	129,832	167,147	187,628	215,628	235,628	
③	コンビニ交付件数（件）	40,859	59,154	64,383	82,000	82,000	住民票の写し、印鑑登録証明書の合計件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		今後の社会保障制度等を支える必要不可欠な制度であり、法律で定められている法定受託事務のため継続して実施する。				

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	04-02-08		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住居表示事務費（台帳整備・街区表示）		部課名	区民生活部戸籍住民課		課長名	小堀	
			担当者名	藤田		内線	2362	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-05-01		住居表示事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 38	（ 1963 ）	年度	根拠	住居表示に関する法律（昭和37年施行）第3・8・9条 住居表示に関する条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 地域活動の支援と人材育成						
目的	新築等の届出に対する住居表示の付定や街区表示板の貼付等を実施し、正確な住居表示制度を保つ。							
対象者等	区民等							
内容	（1）住居表示台帳整備事務 ・「新築届」の受付→現地調査（委託）・住居表示付定図修正→住居番号を付定→届出者へ通知 （2）街区表示板 ・各街区の角付近の建物等に街区表示板を貼付（通常1街区につき概ね4箇所） ・区内を7地区（南千住・荒川・町屋・東尾久・西尾久・東日暮里・西日暮里）に分け、1年に1地区ずつ、街区表示板の欠落箇所を調査し、欠落箇所の貼付と劣化箇所の貼り換えを実施（平成26年度は全地区の調査を実施し、平成30年度には全地区の張り替えを完了） （3）街区案内板 ・町丁名や街区番号等を表示した案内板を設置							
経過	・住居表示実施年月日 南千住：昭和42年5月1日、荒川：昭和43年3月1日、町屋：昭和38年6月1日 東・西尾久：昭和39年7月1日、東・西日暮里：昭和41年3月1日 ・現在の街区数：南千住308、荒川450、町屋231、東尾久324、西尾久300、東日暮里288、西日暮里280 計2,181＊平成18年9月、南千住八丁目街区変更実施（1～55番街区→1～18番街区） ・街区表示板：通常1街区につき概ね4箇所貼付しているため、区内全域で約8,800箇所貼付 平成2年度から、貼り替え時にローマ字表記のものを使用 平成28年度から、貼り替え時にあら坊・あらみい入りのものを使用。 平成30年度全地区張り替え終了 ・街区案内板：平成6年度新設分から英語表記併用。平成12年度よりコンピュータ表示に変更 平成18年9月の南千住8丁目新設分より英語・ハングル・中国語併記 令和3年度17基撤去・7基を区営掲示板に転用（現在5基）							
必要性	法に基づく事務であり、正確な住居表示を保つため必要性は高い							
実施方法	（☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 住居表示台帳等修正業務委託（㈱船津地図社2,189,660円）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①	建築確認申請に対する新築届（%）	87.8	92.7	81.2	95.0	95.0	新築届件数÷建築確認申請数×100
	②	街区表示板貼替え枚数	4	0	10	10	10	28～30年度にかけ全地域の張り替え完了
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		法令に基づく事務であり、正確な住居表示を保つため、継続して実施する。				

[illegible]

備考	行政費用は、給与関係費が多くを占めている。物件費は主に住居表示台帳の修正にかかる委託料となっており、6年度は紙媒体で運用していた住居表示付定図のPDF化作業、名称変更届の委託業務追加及び単価の増により増加した。
問題点・課題	・ 正確な住居表示を管理する上で、付定及び名称変更届の提出が欠かせないが、届出がないために台帳上、未付定や旧名称で記載されている建物が残存しているケースがある。 ・ 建築確認申請後に「新築届」の申請を怠るケースがあり、正確な住居表示台帳整備に支障が出る場合がある。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	建物名称や付定状況について、実情に近づけるよう住居表示の申請を引き続き依頼していく。			住民登録手続き時に付定申請がないことが確認できた場合等、機会をとらえ住居表示の申請依頼に努めた。			建物名称や付定状況について、実情に近づけるよう住居表示の申請を引き続き依頼していく。		
②	「新築届」を届け出るよう、案内に努める。			住民登録手続き時に建物の「新築届」未提出であることが確認できた場合等、機会をとらえ「新築届」の案内に努めた。			「新築届」を届け出るよう案内に努める。		
③									
他 施 区 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		